## 《ご加入方法》 お申込は WEB 加入がおすすめ!簡単 3 分でご加入できます。

1 サイトヘアクセス

QR コードから

特設サイトヘアクセス



2 事前登録

事前登録には メールアドレスが 必要になります。

1 加入タイプの選択 加入タイプ選択の際には、 適宜パンフレットを

ご参照ください。

4 加入内容 の入力と コンビニ の選択

**6** 加入依頼 受付完了 メール (注)

## 6 コンビニで保険料払込

## 保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで!!









●サイトのご利用 …… 8:00~22:00 の間でご利用ください。

●保険料のお支払い … コンビニエンスストアで 24 時間、365 日お支払いが可能です。 ※コンビニ払い手数料は振込人負担です。※現金のみのお取り扱いです。※左記以外のコンビニはお取り扱いできません。 (注1)「加入依頼受付完了のお知らせ」メールが届きましたら、原則6日以内にお支払いください。 「払込期限」は、手続き完了後に発行される「コンビニ払の支払番号」の有効期限の関係で、お申込み手続日から60日後 (2026年2月25日以降申込の方は2026年4月25日)に自動設定されます。毎年保険料の支払いを失念する方が散見 されますので、お申込み手続き後、速やかにお支払いください。

7 加入者証を保険期間開始日 の2ヵ月後を目処にお送り

加入者証が未着であっても補償 開始日以降の事故については 補償されますのでご安心くださ い。加入者証到着までは領収証 を保管してください。 ※送付先は加入者住所です。

「加入依頼受付完了のお知らせ」に記載のある払込期限とは、保険料をお支払いいただく期限のことです。払込期限までにお支払いが確認できない場合、お申込 みはキャンセルされ、入力内容は自動的に削除されます。なお、保険始期(補償が開始される日)は、2026年3月31日までに保険料をお支払いいただいた場 合は 2026 年 4月 1日、2026 年 4月 1日以降にお支払いいただいた場合は、払込期限にかかわらず保険料のお支払いの翌日となりますのでご注意ください。

## 《郵便局申込の場合》

## ※ Web 加入が出来ない場合→郵便局でのお申込み

1 パンフレットより 希望の補償内容を選ぶ。

卒業までの一括払いです

保険期間は選べません

保険料を確認し、「払込取扱票」に 必要事項を記入する。

ゆうちょ銀行または 郵便局から保険料を振込む。

4 加入者証を保険期間開始日の 2ヵ月後を目処にお送りします。

振込手続きをもってお申込みは完了します。 なお、振込手数料は振込人負担です。

-加入者証が未着であっても補償開始目以降の事故について は補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは 受領証を保管してください。\*送付先は扶養者住所です。

※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合(新規申込・変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。

## 保険金のご請求方法・流れ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。

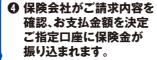
## ● 風邪をひいて病院で受診



② 下記「お問い合わせ先」欄 にある保険金のご請求 (QRコードまたはURL) もしくは フリーダイヤル をご利用のうえご連絡くだ

❸ 保険会社から保険金 請求書が届きます。 ご記入、ご捺印のうえ、 必要書類(領収書の本紙) を添えて返送します。







このパンフレットは、学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契 約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総 (総合生活保険(こども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(こども総合補償)のペットネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合 保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

### 学生教育研究災害傷害保険(学研災)の補償内容

教育研究活動中(正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動、学校施設内〈寄宿舎を除く〉)と通学中の事故は、本学が学生の福利厚生向上を目的に学生全員に対して手配 している「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」の対象となります(加入手続きは本学で行います)。

補償内容は下表のとおりとなりますが、補償が限定されているため「学研災付帯学生生活総合保険」のご加入をご検討ください。

	補償範囲	死亡保険金額	後遺障害保険金額	医療保険金額	入院加算金額(1日につき) (180日を限度)
	正課中・学校行事中のケガ	1,200万円	72万円~1,800万円	治療日数に応じて定額 3千円~30万円 (治療日数1日以上の場合)	4,000円
	学校施設内でのケガ(課外活動中を除く)	600万円	36万円~900万円	治療日数に応じて定額 6千円〜30万円 (治療日数4日以上の場合)	4,000円
	学校施設内外を問わず課外活動中のケガ	600万円	36万円~900万円	治療日数に応じて定額 3万円〜30万円 (治療日数14日以上の場合)	4,000円
ì	通学中·学校施設等相互間の移動中のケガ	600万円	36万円~900万円	治療日数に応じて定額 6千円~30万円 (治療日数4日以上の場合)	4,000円

### 学生保険相談デスク圏知 お問い合わせ先

### 200120-873-588 受付(土日祝日をのぞく 9:00~17:00)

IP電話からは0564-73-0742をご利用ください。

上記お問いろりせ受付時間外に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合(日常生活に起因する 偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合)は、 事故受付センター(東京海上日動安心110番)(0120-720-110)へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は上記受付時間内に、お問い合わせ先までご連絡ください。

取扱幹事代理店 株式会社キャンパスサービス

T444-0116 愛知県額田郡幸田町芦谷仲田8-1

株式会社愛学サービス 共同取扱代理店

T470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池12(愛知学院大学内) 東京海上日動火災保険株式会社 名古屋営業第二部 公務チーム

〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル

TEL 0120-188-000 FAX 050-3385-6614

## **険金のご請求・**お問い合わせは,QRコード またはURLをご利用ください。



https://www.hokensoudandesk-aichi.co.jp/

新入生の保護者の皆様へ



# 学研災付帯学生生活総合保険のご案内2026

総合生活保険(こども総合補償)

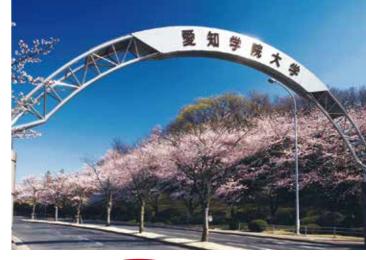
## 本制度は愛知学院大学が正式に推薦する保障制度です!

# 8つの補償で学生生活をしっかりサポート!



天災危険補償

特約付



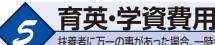








3日以上学生が入院した場合、駆けつける交通費・宿泊費を補償!



扶養者に万一の事があった場合、一時金+学資実費を補償!



一人暮らし限定) 学生の生活用品・身の回り品を補償! ノートパソコンもOK!





接触感染や院内感染時に予防費用を補償!

■総合型、学校推薦型選抜 2026年1月31日(土)

■ 一般選抜

2026年3月31日(火)

※2026年4月1日以降にお振込みの方は振込日翌日からの補償開始となります。

他から案内される類似の保障制度は本学とは一切関係ありません。

愛知学院大学 公益財団法人 日本国際教育支援協会







https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/ futaigakuso?id=0246401

・サイトのご利用時間は8:00-22:00です。 ·保険料はコンビニでお支払!(24時間OK!)

## 愛知学院大学の学研災付帯学生生活総合保険は、8つの補償で学生生活をしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

個人賠償責任保険金 (就職活動に必要なインターンシップ (\*1) で企業から加入を求められた場合に対応します) 個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 (B)+本人のみ補償特約 (B)+受託品等不担保特約

## 例/自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内および国外で**学生本人が**偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊し** てしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの (受託品)(\*2) を国内外で壊し たり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払い ※自動車およびバイク (原動機付自転車を します。個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起さ れた場合等を除きます。) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※インターンシップ中やアルバイト中も補 償の対象となります。ただし、それ以外 の職務の遂行に起因する事故は補償対象 外となります。

含む) での事故は補償対象外となります。



(\*1) インターンシップ受け入れ企業から保険の確認を受けた場合には、本保険の加入者票とパンフレットを提示ください。(\*2) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

## 学生本人のケガ

## 例/スキー中に木に衝突し、骨折したとき。

死亡・後遺障害保険金

傷害補償基本特約+学校管理下中不担保特約+ 天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)

国内および国外で**学生本人が**ケガや熱中症で**死亡** または後遺障害を被った場合に保険金をお支払い<br/> します。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動 (クラブ活動) 中、 学校施設内(寄宿舎を除く)のケガや熱中症は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。 治療費用保険金については本保険の補償対象となります。)

## 治療費用保険金(\*1)(\*2)(\*3)

医療費用補償特約+待機期間の不設定に関する特約 (医療費用補償用)+ 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約 (医療費用補償用)+ 天災危険補償特約 (医療費用補償用)

## | 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

国内で学生本人がケガで1日以上通院または入院した場合、

健康保険等の自己負担分(\*4)を保険金としてお支払いします。

- (\*1) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (\*2) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間(\*3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。 |始時より2年を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

負 担 金

4, 380

消費税等

(\*4) 自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください

## 救援者費用等保険金

救援者費用等補償特約+救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約+疾病追加補償特約

例/学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。 国内および国外で学生本人が保険期間中に住宅

外において被ったケガや熱中症、または病気に かかり**継続して3日以上入院したり**、搭乗して いる航空機や船舶が漕難した場合等に、交通費

や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。

### 例/実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

## 育英・学資費用保険金

育英費用補償特約・学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約・天災危険補償特約(\*1)(傷害、育英費用および学業費用用)

## 例/扶養者がケガや熱中症で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内および国外で**扶養者が**ケガや熱中症によって**死亡したり、重度後遺** 障害を被った場合に補償します。

(あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。)

なおAタイプ・Cタイプをお選びいただいた場合は、学資費用についてケガ や熱中症に加えて扶養者が**疾病により死亡した場合も補償の対象**となり ます。

住宅内生活用動産特約+住宅外等追加補償特約+新価保険特約

- (\*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
- (\*2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同

生活用動産保険金

※建物外に持ち出している間も補償されます。

居している場合を含む) はご加入できません。

## 借家人賠償責任保険金 借家人賠償責任補償特約+借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

一人暮らし限定

### 例/空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。 例/ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難 国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な 等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金 事故により借用戸室を損壊したため、家主に対 をお支払いします。 して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険 金をお支払いします。借家人賠償責任について 免責金額(自己負担額) 5,000 円

一人暮らし限定

は、示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居 している場合を含む)はご加入できません

パンフレット・補償の概要等・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。以下のURL・QR コードに掲載の重要事項説明書・補償の 機要等については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容 をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。払込取扱票、あるいは Web 加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償 の概要等を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要等を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。 URL https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm



# 3 学生本人の病気

### 例/風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。

治療費用保険金(\*1)(\*2)

医療費用補償特約+待機期間の不設定に関する特約 (医療費用補償用)-、院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約 (医療費用補償用)+ 天災危険補償特約(医療費用補償用

## 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

国内で**学生本人が**病気にかかり1日以上通院または入 院した場合、健康保険等の自己負担分 (\*4) を保険金とし てお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神 障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除きます。) 医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支 払った薬代も保険金として支払われます。

風邪で通院したときも 1 日目から補償



国内および国外で臨床実習中の事故における、感染症に係 る接触感染等(針刺しに限らない)や、臨床実習開始後の **院内感染時に予防措置**のために**負担した費用**をお支払いします。 なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。

※感染症の治療費は対象となりません。(3 治療費用保険金の対象となります。)

# ●払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方または Web 加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あら

## ◆育英費用保険金(ケガや熱中症)

かじめ指定した扶養者」となります。

お支払対象期間中(\*2)に実際に負担した授業料等の学資



## 育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。 資費用保険金(ケガや熱中症・病気) 費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

### 予防措置費用 50万円 限度 予防措置費用 50万円 限度 感染予防費用 2029年3月卒業予定者 34,960₽ **70,210**<sub>円</sub> **58,770**<sub>円</sub> **40,880**<sub>円</sub> (3年間分保険料) 5月以降にご加入を希望される方は、QRコードから Web 加入サイトへアクセスして保険料をご確認ください。(上表の保険料は4月加入の場合であり、5月以降に加入される場合には保険料が異なります (\*1)情報機器内のデータ指達は1事故500万円限度となります。 卒業予定年次(\*フ)に応じて

4年間 2030年3月 卒業予定者

3年間 2029年3月 卒業予定者

自宅から通学の学生

1事故 国内: 3億円 海外: 1億円 限度

300万円

300万円

補償対象外

補償対象外

**54,210**<sub>円</sub>

**-時金 300**万円

支払年度ごとに 100万円

支払年度ごとに

100万円

短期大学部の学生は、以下G~Lタイプからお選びください。上記A~Fタイプの補償に「感染予防費用」が加わります。

GBA

(\*2)教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象と

なります。 (\*3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過

した日の属する月の末日までとなります。 (\*4)独立生計の学生はお選びいただけません。パンフレット裏面のお問い合わせ先まで

(\*5)学業費用支払期間 (保険責任の開始日から学業費用 (学資費用) の支払対象期間

の終了日までの期間) はそれぞれ卒業予定年次(\*7)までの期間です。 (\*6)一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ (A・B・C・G・H・I) にご加入いただくことが可能です。

(\*7)お申込時に申告いただいた卒業予定年次となります。

(\*) 保険の対象となる方の節囲

ご加入タイプ (除く、短期大学部)

個人賠償責任(\*1)

死亡・後遺障害(\*2) (ケガ)

(ケガ)

病気

(ケガ)

入院•通院(\*3)

入院•通院(\*3)

救援者費用等

育英費用(\*4)

学資費用(\*4)(\*5)

(支払年度ごと)

学資費用(\*4)(\*5)

(支払年度ごと)

生活用動産(\*6)

(支払年度ごと)

借家人賠償責任(\*6)

2030年3月卒業予定者

**列**米3

傷

険

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります(本学では学研災に学生全員加入しています。退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となり ますので、引受保険会社までご連絡ください。)。

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対 が発音とうと記されている方とします(保険の対象となる方が記されている場合は、親権者である必要はありません。)。

上記保険料は、全国の被保険者(保険の対象となる方)数が 10,000 人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。

≪控除証明書について≫

治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレット裏面に記載の引受保険会社 東京海上日動 火災保険株式会社 名古屋営業第二部 公務チーム(TEL 0120-188-000)までご連絡ください(毎年 10 月頃より受付開始となります)。



## メディカルアシスト 画地 24時間365日受付\*1 専用フリーダイヤル

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サービス 提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶 者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の 実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。)・6親 等以内の血族・3親等以内の姻族)

- 人暮らしの学生

1事故 国内: 3億円 海外: 1億円 限度

300万円

300万円

100万円

補償対象外

支払年度ごとに

50万円

補償対象外

Darz

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

**-時金 300**万円

支払年度ごとに 100万円

支払年度ごとに

100万円

1事故 1.000万円 限度

 $K_{917}$ 

2026年4月1日(午前0時)より2030年4月1日(午後4時)まで4年間

2026年4月1日(午前0時)より2029年4月1日(午後4時)まで3年間

支払年度ごとに

100万円

**45,360**<sub>₱</sub> **99,860**<sub>₱</sub>

**ロ**タイプ

100万円

補償対象外

補償対象外

## 医療機関案内

医療機関等をご案内します。

夜間・休日の受付を行っている 様々な診療分野の専門医が 救急病院や、旅先での最寄りの 輪番予約制で専門的な医療・

予約制専門医相談

常駐の救急科の専門医および 看護師が、緊急医療相談に 24 時間お電話で対応します。

## がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに 経験豊富な医師とメディカル ソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院•患者移送手配\*2

転院されるとき、民間救急車や 航空機特殊搭乗手続き等、 一連の手配の一切を承ります。

\* 1 予約制専門医相談は、 事前予約が必要です (予約受付は、24時間365日)。 \* 2 実際の転除移送費用は

お客様にご負担いただきます。

尚、雷託番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご客内チラシに記載しています。※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。 ・サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された 場合の費用はお客様のご負担となります。